

拾翠亭 利用規約

この利用規約は、一般財団法人 国民公園協会京都御苑（以下、当協会とする）が環境省 京都御苑管理事務所から業務委託を受け、管理・運営をおこなう拾翠亭（旧九條邸跡茶室）の利用条件を定めるものである。

拾翠亭に関する使用の案内やお知らせもこの利用規約に含まれるので、必ず参照すること。なお、この利用規約本文と注意事項の内容に差異がある場合は注意事項を優先して適用するものとする。

第1条：使用目的

以下の目的で使用する場合は使用可能とする

- ・ 茶会または茶話会
- ・ 句会（俳句、和歌等）
- ・ 香会
- ・ 謡曲（ただし音響を伴わない「素謡」のみとする）
- ・ 読書の会
- ・ 歴史研究会
- ・ その他、当協会にて許可する使用目的であること

ただし上記使用可能目的であっても以下の使用禁止事項に抵触または抵触する可能性がある」と推認される場合においては使用を禁止する

- ・ 宴会、政治または宗教等の思想に関する研究会、宗教活動、教室、個展・作品展・展示会、式典、その他当協会で不適切と判断されるもの
- ・ 営業活動の一環としておこなうもの
（具体的例として入場料を領収する、物販行為など。これらは京都御苑全域で禁止である）
- ・ 公に不特定多数の参加者を募り行事をおこなうもの
- ・ 毎日または毎週など施設占有度合いが強いと当協会が判断したもの
- ・ 広告宣伝等に類するもの
（具体例として撮影会、企業のHPやSNSに掲載することが目的のもの、結婚式、その他式典の前撮り撮影等。これらは京都御苑全域で禁止行為である）
- ・ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、反社会的団体構成員等に該当または過去に該当してから5年を経過しないもの
- ・ 過去に京都御苑内で犯罪行為、不正行為、利用規約違反等により当協会が受付を拒否する旨の通告をしたもの
 - ・ 過去に拾翠亭の申し込みをおこない、キャンセルを繰り返しおこない他利用者に不利益を与えたもの（悪質と当協会が判断したもの）
 - ・ その他、当協会にて拾翠亭の使用にそぐわないと判断したもの

第2条：自己責任の原則

- 一、拾翠亭は使用者の自己責任とマナー、モラルに基づく節度ある使用を前提とする。
よって拾翠亭使用に際して団体・法人である場合は必ず責任者を設置する。
- 二、拾翠亭使用時に発生したトラブル、故意または過失による損害等が発生した場合には当該使用者間で解決すること。第三者または当協会が損害を被った場合においては、当該使用者、責任者が費用を負担し損害を賠償すること。

第3条：使用について

- 一、使用に際しては必ず事前に「利用規約」「使用案内」その他当協会からのお知らせ、申請書等所用紙に記載されている内容を確認のうえ、使用申請書にて申し込むこと。
- 二、拾翠亭の使用は提出する使用申請書に記入した内容に基づく使用のみとする。
- 三、その他、使用の詳細に関しては当協会職員の指示に従うこと。

第4条：注意ならびに禁止事項、禁止行為について

- 一、拾翠亭では楽器の使用ならびに音響設備（マイク・拡声器・音楽プレイヤー）等の持ち込み及び使用を禁止する。なお当該行為は京都御苑全域で禁止行為である。
- 二、拾翠亭では火災の恐れがあるため、火気類の持ち込みと使用を禁止する。
- 三、拾翠亭での営利行為（具体的には入場料の徴収、物販、商業利用の写真撮影等）は使用可能行事であっても禁止する。
- 四、拾翠亭内での飲酒ならびに喫煙を禁止する。
- 五、拾翠亭に専用駐車場はないため、京都御苑内の中立売駐車場や清和院駐車場または京都御苑周辺の民営の駐車場を利用すること。拾翠亭近辺での駐車は禁止する。
- 六、使用時間に関しては必ず厳守すること（荷物の搬入等の時間は全て使用時間に含まれる）
拾翠亭の設備や建物の損傷については使用者または責任者の負担で原状回復義務を負うこと。
- 七、法律、法令、京都府・京都市が定める条例等、環境省が定める注意事項、公序良俗に違反する行為。
- 八、拾翠亭の使用権利を転貸する行為。その他苑内利用者等の第三者に対して妨害・不利益を与える行為。
- 九、上記各号の他、当協会からの注意・禁止行為。

上記内容に抵触する場合は、当協会から施設使用に関して許可証を発行した場合であっても、直ちに施設使用を不可とする。施設使用中の場合は速やかに使用を中止し、撤収するように当協会職員が指示する。また、以降の施設貸し出しを禁止することがある。

第5条：使用料金について

使用料金については使用日当日に当協会が発行した使用許可証を持参のうえ、当協会窓口（閑院宮邸跡窓口）にて支払うこと。

	日曜・祝日	平日
--	-------	----

料金（1日） 9:00-16:00	15,000円	12,000円
料金（半日） 9:00-12:30または 12:30-16:00	7,500円	6,000円

第6条：備品について

別紙で作成された「備品リスト」に記載するとおりである。

なお、備品リストに記載された物品については基本的に無償で貸し出しするものである。

第7条：拾翠亭の貸切利用抽選（事前予約抽選）について

特定の曜日に利用したい希望者が多いことから、原則として使用を希望する月から

3か月前の「1日」に事前抽選を実施する。

例：5月に利用したい場合は→3か月前の2月1日に抽選を実施。

10月に利用したい場合は→3か月前の7月1日に抽選を実施。

＊ただし、4月を希望する場合は1月1日が当協会年末年始休業期間であるため、1月4日とする。

＊また、当協会の事情により抽選日を変更することがあるので、抽選日については当協会職員に確認すること（当協会HP等でも事前に告知する）

事前予約	受付方法	受付場所	
3か月前1日	抽選	閑院宮邸跡窓口	8:30から実施 (上記は整理券配布時間。 時間厳守)

抽選参加時の注意事項

- ・抽選は8:30より整理券を配布し実施する。整理券配布終了後に抽選を開始するが、抽選開始後は抽選に参加することができないため（抽選終了後に先着順での受付となる）、時間を厳守すること。
- ・抽選は各団体1名が参加するものとし、同伴者の参加はこれを認めない。なお、同一団体にも関わらず複数名で抽選をおこなったものについては一切を無効とする。不正行為に関してはこれを認めない。
- ・抽選札順番に受付をおこない、使用申請書を記入・提出すること。申請書に基づき、当協会にて内容を精査後に「許可証」または「不許可通知」を郵送する。

第8条：拾翠亭の精算（返金）について

一、拾翠亭の使用料金については、閑院宮邸跡 協会窓口にて原則使用日当日に精算する。

精算時に当協会から領収書を発行する。領収書は理由を問わず、再発行しないため大切に保管すること。

二、使用日当日における悪天候については使用料金を返金する。

使用日当日に京都市内において、以下の天候不良による警報が発令された場合や当協会諸

事情による使用中止については使用料金を返金する。

1号：大雨・洪水警報（台風時）

2号：暴風警報

3号：大雪警報かつ公共交通機関（JR、京阪、阪急、市営地下鉄等）が運行を見合わせた場合

4号；催事や拾翠亭において設備点検、修理・補修の必要が生じた場合、その他当協会諸事情による場合

三、天候以外の使用中止（使用者の事情による使用中止等）は使用予定日の2週間前までに必ず当協会窓口申し出ること。既に申請書を提出し、許可証を発行されている場合においては許可証の原本を当協会に返却すること。

四、前項の期間までに手続きを完了していない使用中については使用料金と同額のキャンセル代が発生し（100%）、使用者または責任者がこれを負担する。

附則：同規約は2025年1月に修正・追加をおこない適用する。

また、当協会にて必要と判断した場合は、適宜本利用規約等の変更・追加・削除をおこない、その効力が生じるものとする。